

定 款

株式会社フレンドリー

住所：大阪府大東市寺川3丁目12番1号
電話：072-874-2747
(最終改正：2022年2月17日 臨時株主総会)

株式会社フレンドリー定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社フレンドリーと称し、英文では、FRIENDLY CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)食料品の製造加工及び販売
- (2)食堂・喫茶店の経営
- (3)食堂・喫茶店に関するフランチャイズチェーン加盟店の募集及び加盟店の経営指導業務
- (4)不動産の賃貸及び管理
- (5)前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大東市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,180,000株とし、各種類の株式の発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

- (1) 普通株式 6,180,000株
- (2) A種優先株式 1株

(3) B種優先株式 1株

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第2章の2 優先株式

(A種優先株式)

第11条の2 当社が発行するA種優先株式の内容は、次項以降に定めるとおりとする。

2 剰余金の配当

- (1) 優先配当金ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行う時は、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式の株主（以下「A種優先株主」と言う。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」と言う。）に対して、第11条の4に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記(2)号に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」と言う。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準

日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

(2) 優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2015年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

- (3) 累積条項ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」と言う。)については、当該翌事業年度以降、第11条の4に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。
- (4) 非参加条項A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

3 残余財産の分配

- (1) 残余財産の分配額当社は、当社の解散に際して残余財産を分配する時は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「A種残余財産分配額」と言う。)を第11条の4に定める支払順位に従い、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、(ii)解散日におけるA種累積未払配当金相当額及び(iii)400,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日(但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日)(いずれも同日を含む。))から解散日の前日(同日を含む。))までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の和とする。
- (2) 非参加条項A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6 優先株式の単元

A種優先株式の1単元の株式数は1株とする。A種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

7 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わ

ない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、A種優先株主に対して、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

- 8 優先株式の金銭対価の取得条項当社は、A種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還請求価額」と言う。）の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「A種優先株式強制取得日」と言う。）に、A種優先株式を取得することができる。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i) 400,000,000円、(ii) A種優先株式強制取得日におけるA種累積未払配当金相当額及び(iii) 400,000,000円に取得日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式強制取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。
- 9 優先株式の金銭対価の取得請求権
A種優先株主は、2029年10月1日以降いつでも、A種優先株式に係る償還請求が効力を生じた日（以下「A種優先株式取得請求日」と言う。）にA種優先株式取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を限度として法令上可能な範囲で、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」と言う。）の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、A種優先株式取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につきA種優先株式償還請求価額を交付する。なお、A種優先株主は、A種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、A種優先株式の取得を請求することができない。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i) 400,000,000円、(ii) A種優先株式取得請求日におけるA種累積未払配当金相当額及び(iii) 400,000,000円にA種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。
- 10 優先株式の譲渡の制限譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
- 11 除斥期間
第43条の規定は、A種優先配当金の支払いについてこれを準用する。

(B種優先株式)

第11条の3 当社が発行するB種優先株式の内容は、次項以降に定めるとおりとする。

2 剰余金の配当

(1) 優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行う時は、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式の株主（以下「B種優先株主」と言う。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」と言う。）に対して、第11条の4に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、下記(2)号に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」と言う。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてB種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

(2) 優先配当金の額

B種優先株式1株あたりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。

(3) 累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「B種累積未払配当金」と言う。）については、当該翌事業年度以降、第11条の4に定める支払順位に従い、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

3 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配する時は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「B種残余財産分配額」と言う。）を第11条の4に定める支払順位に従い、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり、(i)1,600,000,000円、(ii)解散日におけるB種累積未払配当金相当額及び(iii)1,600,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から解散日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要

しない。

6 優先株式の単元

B種優先株式の1単元の株式数は1株とする。B種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

7 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、B種優先株主に対して、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

8 優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「B種優先株式強制償還請求価額」と言う。）の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「B種優先株式強制取得日」と言う。）に、B種優先株式を取得することができる。

「B種優先株式強制償還請求価額」は、B種優先株式1株あたり、(i) 1,600,000,000円、(ii) B種優先株式強制取得日におけるB種累積未払配当金相当額及び(iii) 1,600,000,000円にB種優先株式強制取得日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からB種優先株式強制取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

9 優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、2037年3月1日以降いつでも、B種優先株式に係る償還請求が効力を生じた日（以下「B種優先株式取得請求日」と言う。）にB種優先株式取得請求日における分配可能額を限度として法令上可能な範囲で、B種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「B種優先株式償還請求価額」と言う。）の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につきB種優先株式償還請求価額を交付する。なお、B種優先株主は、B種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、B種優先株式の取得を請求することができない。「B種優先株式償還請求価額」は、B種優先株式1株あたり、(i) 1,600,000,000円、(ii) B種優先株式取得請求日におけるB種累積未払配当金相当額及び(iii) 1,600,000,000円にB種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からB種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

10 優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

11 除斥期間

第43条の規定は、B種優先配当金の支払いについてこれを準用する。

（優先順位）

第11条の4 A種優先配当金、A種累積未払配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

- 2 A種優先株式、B種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式が第1順位、A種優先株式が第2順位、普通株式が第3順位とする。
- 3 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
- 4 A種優先株式取得請求日とB種優先株式取得請求日が同日の場合において、A種優先株式償還請求価額及びB種優先株式償還請求価額の合計額が当該取得請求日における分配可能額を超えるときは、B種優先株式に係る償還請求がA種優先株式に係る償還請求に優先されるものとし、A種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要の有る時随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故が有る時は、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(募集株式の発行及び募集新株予約権の発行にかかる募集事項の決定)

第17条の2 当社は、会社法第201条第1項にかかわらず、同第199条第3項に規定する場合以外の場合を含め、同第2項に定義する募集事項の決定を株主総会の決議で行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、前項の募集事項の決定を取締役に委任することができる。この場合においては、その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めなければならない。
- 3 当社は、会社法第240条第1項にかかわらず、同第238条第3項各号に規定する場合以外の場合を含め、同第1項に定義する募集事項の決定を株主総会の決議で行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、前項の募集事項の決定を取締役に委任することができる。この場合においては、会社法第239条第1項各号で定める事項を定めなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第3章の2 種類株主総会

(種類株主総会)

第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

- 2 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 4 第14条（招集権者および議長）、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）、第17条（議決権の代理行使）及び第18条（議事録）の規定は種類株主総会に準用する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。補欠の監査等委員である取締役は、株主総会において選任する。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故有る時は、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前迄に発するものとする。
但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意が有る時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議が有ったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」と言う。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要が有る時は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意が有る時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、決議につき特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限定額は法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から、満3年を経過してもなお受領されない時は、当社は、その支払いの義務を免れる。

附 則

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。